

蔵王中学校電子黒板購入仕様書

1 目的

令和9年4月に開校予定の蔵王町立蔵王中学校において、ICT教育の推進を図り、授業の質を向上させるために必要な電子黒板（以下「機器」という。）を購入するものである。

2 納入場所

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦上 30 番地
（蔵王町立蔵王中学校内の指定する場所）

3 納入期限

令和9年3月30日（火）まで

4 購入機器

電子黒板及び昇降スタンド各 10 台

5 機器要件

- （1）別紙『機器仕様書』を満たす製品であること。
- （2）不具合時に迅速な対応ができるように、宮城県内に拠点を有しているメーカーの製品であること。
- （3）宮城県内の複数の自治体で、本調達と同規模以上の電子黒板の導入実績を有しているメーカーの製品であること。

6 納入・設置条件

（1）納入及び設置作業

機器の納入にあたっては、開梱、組立、配置、取付等を行い、ただちに使用できる状態にして指定の場所に設置すること。ただし、担当者から別途指示がある場合は、その指示に従うこと。

（2）梱包材等の処理

納入・組立時に発生した梱包材（段ボール、ビニール、発泡スチロール等）および施設内で不要となった廃材等は、受注者の責任においてすべて速やかに回収・撤去し、適正に処分すること。施設内のゴミ箱等に投棄してはならない。

（3）事故・破損時の対応

搬入・設置作業において、施設、設備、既存機器等に損傷を与えた場合、または第三者に損害を与えた場合は、受注者は速やかに担当者に報告し、自己の費用と責任において速やかに復旧、修繕または賠償を行うこと。

7 検査及び検収

受注者は、すべての機器の納入・設置・調整が完了したとき、速やかに納品書及び設置完了写真を担当者に提出し、検査を求めること。

発注者は、提出された書類に基づき、数量、規格、設置状況、動作確認等について速やかに検査を行う。

検査の結果、不合格品や作動不良、傷・汚れ等が発見された場合は、受注者は直ちに代替品との交換、手直し等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。この場合の費用はすべて受注者の負担とする。

本件の引渡しは、発注者による検査・検収の合格をもって完了するものとする。

8 その他

(1) 疑義の解決

この仕様書（別紙「機器仕様書」を含む）に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって相互に協議し、その決定に従うものとする。